

第 号
年 月 日

様

〇〇地方局長 印

サービス付き高齢者向け住宅の登録の取消しをした旨の通知書

下記に係るサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第1項又は第2項に該当することを認めましたので、これらの規定により登録を取り消し、同条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、松山地方裁判所に対し愛媛県を被告として提起することができます。

記

1. 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号

2. サービス付き高齢者向け住宅の概要

名称

所在地

3. 理由

- ・
- ・
- ・